
特集：離死別と社会保障

アイルランドにおける離婚後の養育費と社会保障給付
——法制度の特徴と制度改革の提言——

増田 幸弘*

抄 録

本稿の目的は次の2つのことを明らかにすることにある。①私的扶養と給付との関係という観点から見た、アイルランドにおける離婚後のひとり親家庭を対象とする所得保障給付の法制度の特徴。②その法制度の改革に向けた提言の論点。アイルランドを取り上げたのは次の2つの理由による。①アイルランドでは2017年から2018年にかけて、離婚後の養育費やひとり親家庭を対象とする社会保障給付に関する制度改革の提言が行われたこと。②わが国では近年のアイルランドにおける養育費に関する制度や政策の先行研究がほとんどないこと。

本稿では、はじめに離婚後の子の養育費に関する各国の制度の分類について説明するとともに、アイルランドの制度の位置づけを示した。次いで、アイルランドにおける離婚後の養育費と社会保障給付に関する制度のあり方を概観した。また、近年の報告書と制度改革案に見られる、制度の見直しに向けた提言を紹介した。以上を踏まえて、最後に検討を行った。

キーワード：アイルランド、ひとり親、養育費、私的扶養、社会保障給付

社会保障研究 2019, vol. 4, no. 1, pp.62-78.

Ⅰ はじめに

本稿の主題は離婚後の子に対する私的扶養（養育費）とひとり親家庭を対象とする社会保障給付との関係である。また、本稿の目的は次の2つのことを明らかにすることにある。①私的扶養と給付との関係という観点から見た、アイルランドにおける離婚後のひとり親家庭を対象とする所得保障給付の法制度の特徴。②その法制度の改革に向けた提言の論点。

本稿がアイルランドの制度を取り上げるのは次

の2つの理由による。①アイルランドでは2017年から2018年にかけて、離婚後の養育費やひとり親家庭を対象とする社会保障給付に関する制度改革の提言が行われていること。②わが国では近年のアイルランドにおける養育費に関する制度や政策に関する先行研究がほとんどないこと。

本稿の構成は次の通りである。はじめに、離婚後の子の養育費に関する各国の制度の分類について説明するとともに、アイルランドの制度の位置づけを示す（Ⅱ）。次いで、アイルランドにおける離婚後の養育費と社会保障給付に関する制度のあり方を概観する（Ⅲ）。また、2017年から2018年に

* 日本女子大学人間社会学部 教授

かけて発表された報告書と制度改革案に見られる、制度の見直しに向けた提言を紹介する（Ⅳ）。以上を踏まえて、最後に検討を行う（Ⅴ）。

なお、本稿でアイルランドという場合には、北アイルランドの6州は含まないものとする。また、以下では、「養育費」は非監護親が子に対して支払う金員のことを、「扶養料」は（元の配偶者である）監護親に対して支払う金員のことを指すものとする。また、この養育費と扶養料の両者をあわせて指す場合には、「養育費等」という言葉を用いることとする。

Ⅱ 各国の制度の分類とアイルランドの制度の位置づけ

本章では、離婚後の子の養育費に関する各国の制度の分類を紹介し、アイルランドの制度がどのように位置づけられるかについて説明する。

1 養育費の決定の場面に着目した分類

Christine SkinnerとJacqueline Davidsonは、養育費の決定の場面に着目して各国の制度を分類する（Skinner and Davidson2009: 33）。これは、離婚の両当事者（すなわち子の両親）の間で養育費に関する合意が成立しなかった場合に、子の養育費について決定する責任の所在はどこにあるか（“the locus of responsibility for child maintenance”）という観点から各国の制度を分類するものである。

この論考では、分析した14か国を次の3つに分類している。①裁判所（court）にある国、②エイジェンシー（agency）にある国、③裁判所とエイジェンシーのハイブリッド（hybrid）の国。

①としてあげられている国は、ベルギー、オーストリア、カナダ、ドイツ、スウェーデン、フランスである。これらの国では、裁判所が養育費の決定についての主たる責任（the main responsibility for the determination of formal child maintenance obligations）をもつとしている。

②としてあげられている国は、イギリス、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー、ニュージーランドである。これらの国では、子に対する扶養義務のアセスメント・徴収・移転（transference）のいずれかまたは全部について行政機関またはエイジェンシー（administrative body or agency）が責任をもつとしている¹⁾。また、③の国として、フィンランド、オランダ、アメリカ合衆国があげられている。

表の資料は、OECD諸国における養育費に関する制度を、この観点から整理したものである。なお、この表の作成以降の制度変更は反映されていない点に留意する必要がある。

2 養育費の履行の場面に着目した分類

下夷美幸、島崎謙治、藤戸敬貴は、それぞれ養育費の履行確保の場面に着目して諸外国における養育費政策を分類している。

下夷はイギリスの養育費政策を分析する論考において次のように述べ、諸外国における養育費政策を「スカンジナビアモデル」と「アングロサクソンモデル」に分類する（下夷2012: 1）。

（略）そのため、多くの国で、従来からの司法制度とは別に、行政が養育費の確保に取り組んでいる。こうした養育費政策の内容は国により違いがあるが、養育費政策はスカンジナビアモデルとアングロサクソンモデルの2つのタイプに大別できる。スカンジナビアモデルとは、非監護親が養育費を支払わない場合に、国が養育費を立て替える、いわゆる「立替払い手当」をひとり親世帯に支給する政策である。他方、アングロサクソンモデルは、立替払い手当は支給せず、行政機関が非監護親の扶養義務を徹底して追及する政策である。その典型はアメリカである（略）。本論で取り上げるイギリスの養育費政策は、アングロサクソンモデルに該当する。

¹⁾ Skinner and Davidson (2009), p.36. なお、この論考ではイギリスとオーストラリアについて養育費に関する業務を取り扱うエイジェンシー（Child Support Agency）が存在する旨を述べているが、現在では両国ともエイジェンシーを廃止し、その業務は労働年金省（イギリス）や社会福祉省（オーストラリア）に移管されている。

表 OECD諸国における養育費に関する制度

Country	Involvement in the determination of child maintenance			Responsibility for determining maintenance payments	Rules for determining amount of payments	Responsibility for enforcement of payments	Different arrangements children of unmarried parents	Age at which support ends	Advance on maintenance payments
	Parents	Court	Agency						
Australia	Yes - entry into formal system if parents cannot agree.	Yes (residual role)	Yes - Child Support Agency	Parents or CSA if parental disagreement or PWC in receipt of means tested benefits	Rules/rigid formula	Child Support Agency	No	18 years or when schooling is finished	No
Austria	Yes - ratified by court	Yes	No	Parents with court approval	Formal guidelines and rules/rigid formula	Court	No	18 years	Yes
Belgium	Yes - ratified by court	Yes	No	Court	Mostly discretion, no fixed rules or methods	Court	No	18 years	Yes
Canada (Ontario)	Yes - ratified by court	Yes	No	Parents	Formal guidelines	Court	No	18 years	No
Cyprus	Yes - ratified by court	Yes	Yes	Parents / Court	Court	Court / Police	Yes	18 years	Yes
Czech Republic	Yes - entry into formal system if parents cannot agree.	Yes	Yes - Social-legal protection authorities	District and Regional Courts	Guidelines given by law	Court and Office for International Legal Protection of Children in foreign matters	No	Until child is economically independent	Yes
Denmark	Yes - ratified by Country Governor's Office	No	Yes - Country Governor's Office	Parents or State County's Agency if parental disagreement	Rules/rigid formula	State County's Agency	No	18 years	Yes
Estonia	Yes	Yes	Yes - if child is on state maintenance	Court if parental disagreement	Minimum stated by the state, additional amount according to parental income	Enforcement Service	No	18 years or when secondary school is finished	Yes
Finland	Yes - mediated and confirmed by Social Welfare Bond	Yes (residual role)	Yes - Social Welfare Board	Parents or Social Welfare Board and court if parental disagreement	Mostly discretion, informal guidelines	Municipal Social Welfare Board	No	18 years	Yes
France	Yes - ratified by court	Yes	No	Court	Mostly discretion, no fixed rules or methods	Courts and Social Security Agency	No	18 years	Yes
Germany	Yes	Yes	No	Parents or Court if parental disagreement	Mostly discretion, using 'support tables'	Court	Yes	18 years	Yes
Greece	Yes	Yes	No	Parents or Court	Rules based on parents' Income	Court	No	18 years or 24 years if in full-time education	No
Hungary	Yes - ratified by court	Yes	No	Parents with court approval	Rules	Court	No	20 years	Yes
Ireland	Yes - ratified by court	Yes	No	Parents or Court if parental disagreement	Legal guidelines but high level of court discretion	Court	No	18 years or up to 23 if in full-time education	No
Japan	Yes	Yes	No	Parents or Court if parental disagreement	Informal guidelines	Courts	No	20 years or until child is economically independent	No
Korea	Yes - ratified by court	Yes	No	Parents or Court if parental disagreement	Mostly discretion, no fixed rules or methods	Court	No	Parental agreement or 20 years	No
Latvia	Yes	Yes	No	Parents or Court if parental disagreement	Mostly discretion, no fixed rules or methods	Law enforcement office	No	Until child is economically independent	Yes

Country	Involvement in the determination of child maintenance			Responsibility for determining maintenance payments	Rules for determining amount of payments	Responsibility for enforcement of payments	Different arrangements children of unmarried parents	Age at which support ends	Advance on maintenance payments
	Parents	Court	Agency						
Malta	Yes - ratified by Court	Yes	No	Parents w/court supervision or Court if parental disagreement	Legal guidelines, Courts have discretion	Courts	No	18 years, or 16 years if child starts working	No
Mexico	Yes - ratified by court	Yes	No	Court	Court	Court	No	18 years or until schooling is finished	No
Netherlands	Yes - ratified by court	Yes	No	Parents with supervision of lawyers; Court if parental disagreement or parents receiving social assistance	Mostly discretion, informal guidelines	National Collection and Support Agency. Enforcement through a bailiff; If enforcement is contested, court.	No	21 years	No
New Zealand	Yes	Yes (residual role)	Yes, Inland Revenue Child Support	Parents or IRCS if parental disagreement	Rules/rigid formula	Inland Revenue Child support	No	16 years or until child is economically independent	No
Norway	Yes	Yes (residual role)	Yes, Work and Welfare Agency (NAV)	Parents or NAV if parental disagreement	Rules/rigid formula	National maintenance payment collection centre	No	18 years	Yes
Poland	Yes	No	Yes - Welfare office	Parents, Local government - Welfare Office	Formal guidelines, Family Benefit Act of November 28th 2003	Yes	No	18 years, 21 years when attending school, 24 years if disabled	Yes
Portugal	Yes - entry into formal system if parents cannot agree.	Yes	No	Parents with supervision of lawyers or Court if parental disagreement	Informal guidelines for private agreements or rules defined by Court if parental disagreement.	Court	No	18 years	No
Romania	Yes	Yes	Yes, Comission for the Child Protection	Parents or Comission for the Child Protection, Court if parental disagreement	Informal guidelines	Court, Ministry of Labour, Family and Equal Opportunities	No	18 years or until schooling is finished	No
Slovak Republic	Yes - confirmed by Social Welfare Bond	Yes	No	Court	Mostly discretion, informal guidelines	Enforcement Service	No	18 years	Yes
Spain	Yes	Yes	No	Court	Mostly discretion, using 'support tables'	Court	No	18 years	Yes
Sweden	Yes - confirmed by Social Welfare Bond	Yes	No	Court	Mostly discretion, informal guidelines	Enforcement Service	No	18 years	Yes
Switzerland	Yes - ratified by court	Yes	No	Parents with supervision of lawyers or Court	Rules	Courts	Yes (specific regulation in the interest of the child)	18 years or when education is finished (in a reasonable delay)	Yes
UK	Yes - ratified by court	Yes (residual role)	Yes -Child Support Agency	Parents or CSA if parental disagreement or PWC in social assistance benefits	Rules/rigid formula	Courts and Child Support Agency	No	16 years or 19 years if in full-time education	Yes
US**	Yes - ratified by court	Yes	Yes -Child Support Agency (varies by state)	Court	Formal guidelines	Courts and Child Support Agency	No	Varies across states (at age 16 in some states in others up to age 25)	No

1) Footnote by Turkey: The information in this document with reference to « Cyprus » relates to the southern part of the Island. There is no single authority representing both Turkish and Greek Cypriot people on the Island. Turkey recognizes the Turkish Republic of Northern Cyprus (TRNC). Until a lasting and equitable solution is found within the context of United Nations, Turkey shall preserve its position concerning the "Cyprus issue".

2) Footnote by all the European Union Member States of the OECD and the European Commission: The Republic of Cyprus is recognized by all members of the United Nations with the exception of Turkey. The information in this document relates to the area under the effective control of the Government of the Republic of Cyprus.

3) US considerable variation across states.

Source: Skinner et al. (2007) and National Authorities.

また、島崎健治は次のように分類する（島崎2012：17）。

（略）①児童扶養手当類似の給付をいったん支給し、公的機関が非監護親に対する養育費支払請求権を譲り受け、児童扶養手当類似の費用を回収する「立替払い的」な調整を行っている国、②国が養育費を専門に扱う機関を設けて養育費の取り立てを行っている国がある。①のタイプは、スウェーデンなど北欧諸国、ドイツ、フランスなどに見られ、②のタイプは、米国、英国、オーストラリアなどにみられる。

藤戸敬貴は次のように分類する（藤戸2018：51）。

諸外国に目を転ずると、司法による強制執行等以外にも、行政機関が主体となって養育費を確保するための施策（以下「養育費確保施策」という。）が実施されている。諸外国における養育費確保施策には、大別して次の2つの類型がある。第一は、非監護親が養育費を支払わない場合、国が養育費を立て替えるというものである（立替型）。第二は、国が養育費を立て替えるのではなく、あくまで非監護親から養育費を取り立てるというものである（取り立て型）。

藤戸はこの論考において、「立替型」の国としてドイツとスウェーデンを取り上げ、「立替型」と「取り立て型」を併用する国としてフランスを取り上げ、「取り立て型」の国としてアメリカ合衆国、イギリス、オーストラリアを取り上げている。

3 アイルランドの制度の位置づけ

以上、離婚後の子の養育費に関する各国の制度の分類を紹介した。これを踏まえて、次にアイルランドの制度がどのように位置づけられるかについて説明する。

まず、1で示した制度の分類によると、アイルランドの制度は①に位置づけられる。後述（Ⅲ1）のように、子の両親の間で離婚後の養育費に関する

合意が成立しなかった場合において、養育費の内容を決定する責任の所在は裁判所にある。アイルランドには養育費の決定にかかわる行政機関は存在しない。この点において、わが国の制度と共通している。

また、2で示した制度の分類によると、アイルランドの制度は、下夷のいう「アングロサクソンモデル」や藤戸のいう「取り立て型」に位置づけられる。後述（Ⅲ2）のように、アイルランドには、ひとり親を対象としたミーンズテストを伴う社会保障給付（現金給付）が存在する。その受給者である監護親（同居親）に非監護親（別居親）が養育費を支払わず、監護親が養育費の支払いを求めよう努めても支払われない場合に、国が非監護親に対して社会保障給付にかかる費用（cost）を請求することができる仕組みが存在している。これは、例えばスウェーデンのように養育費そのものを国が立て替えるという仕組みとはなっていないことから、「スカンジナビアモデル」や「立替型」に分類することは困難である。

このように位置づけられる離婚後の子の養育費に関する制度の下、離婚後のひとり親を対象とする社会保障給付（所得保障）は、私的扶養と関連づけられた公的扶助的な現金給付である「ひとり親家庭給付（One-Parent Family Payment）」（後述Ⅲ2）と、ユニバーサルな現金給付である「児童給付（Child Benefit）」の2層構造となっている（後述Ⅴ1）。本稿では養育費との関係に焦点を当てることから、主に前者について取り上げる。

それでは、アイルランドの養育費と社会保障給付に関する制度のあり方は、具体的にどのような特徴を有しており、また、現在、どのような制度改革の提言がなされているのであろうか。章を改め、第Ⅲ章と第Ⅳ章でこれらについて述べることにする。

Ⅲ アイルランドの制度の概要

本章では、アイルランドにおける離婚後の養育費と社会保障給付に関する制度のあり方を概観する。なお、本章は増田（2019）を基礎としており

一部重複する記述がある。

1 離婚後の子に対する養育費

ここでは、養育費の支払義務が終了する子の年齢、養育費の取決め、養育費の額の算定、養育費の履行確保について説明する。

(1) 養育費等の取決め

アイルランドでは、1937年憲法第41条第3項が離婚に関する国内法の制定を禁止していた。その後、1995年の憲法改正（第15次改正）および1996年の家族（離婚）法（Family Law (Divorce) Act 1996. [以下「1996年法」と略]）の制定によって、アイルランドでも離婚が法認されるに至った。

離婚後の養育費や扶養料の額や支払方法は、離婚する配偶者間で養育費に関する合意が成立しており、その取決めが適切であるものと裁判所が考える場合には、その合意によるものとされる。また、配偶者間で養育費等に関する合意が成立していない場合には、裁判所が発給する命令（order）によることとなる。

このように、養育費等に関する取決めについては両配偶者の自己決定に完全に委ねられている訳ではない。1996年法第5条第1項が、離婚後の配偶者や被扶養家族（dependent family members）に関する適切な取決めの存在を、裁判所が離婚を認める（離婚判決を下す）ための要件のひとつとしているためである²⁾。

(2) 子の年齢

親が扶養義務を負う子の年齢（すなわち養育費の支払義務が終了する年齢）について、多くの国では18歳と規定している。アイルランドでも1996年法が18歳未満（under the age of 18 years）と規定

している（第2条）。

ただし、1996年法は次の2つの例外を規定している。①子がフルタイムの学生である場合には23歳未満（under the age of 23 years）とする（同）³⁾。②子に自活することができないような精神的または身体的な障害がある場合（has a mental or physical disability to such extent that it is not reasonably possible for the child to maintain himself or herself fully）には、子が18歳または23歳に達していても親が扶養義務を負うものとする（同）。

(3) 養育費等の額の算定

アイルランドには養育費等の額の算定にかかわる行政機関は存在しない。額の算定は裁判所の裁量による。養育費等の額を算定するための算定式は法定されておらず、また、公的なガイドラインも策定されていない。

(4) 養育費等の履行確保

離婚時に取り決めた養育費の支払いを非監護親が懈怠した場合、監護親は裁判所命令に基づきその支払いを請求することができる。この裁判所命令には次のものがある（1996年法第13条）。①定期給付命令（periodical payments order）、②一括払命令（lump sum orders）、③担保付定期給付命令（secured periodical payments order）。

①の定期給付命令は、養育費等を定期給付債権とするものである。すなわち、取り決められた一定額の養育費等を非監護親が監護親に対して定期的に（例えば週毎や月毎に）支払う旨を命ずる裁判所命令である。裁判所は申請に基づき定期給付命令を離婚判決と同時に発給することができる（1996年法13条6項）。

また、非監護親が被用者である場合には、裁判

²⁾ 1996年法は、裁判所が離婚判決（decree of divorce）を下すための要件のひとつとして、裁判所が諸状況を考慮して適切であると考えた取決めの存在/作成（such provisions as the court considers proper having regard to the circumstances exists or will be made for the spouses and any dependent members of the family）をあげている（第5条第1項（c））。なお、このprovisionについて、Bracken（2016）は“proper arrangement”という言葉に置き換えている。そこで本稿では「適切な取決め」とした。

³⁾ 条文の文言は、“receiving full-time education or instruction at any university, college or other educational establishment”となっている。家族法の成書〔Nestor（2011）, p.107〕と〔Shannon（2001）, p.E24〕は、いずれもこれを“in full-time education”という言葉に置き換えている。そこで本稿では「フルタイムの学生」とした。

所は申請に基づき定期給付命令とともに賃金差押命令 (attachment of earnings order) を発給することができる (1995年家族法 [Family Law Act 1995] 第43条)。非監護親が自営業者や不規則の仕事に就いている場合には発給することができない (Shannon2001: E53)。賃金差押命令により、非監護親が養育費等の支払いを怠った場合、監護親はその者の賃金から養育費を天引きすることが可能となる。

2 ひとり親家庭給付

ここでは、ひとり親家庭給付の根拠法、沿革、支給対象となる子の年齢、支給要件、支給額の算定、養育費との関係について説明する。

(1) OFPの根拠法

ひとり親家庭給付 (One-Parent Family Payment [以下「OFP」と略]) は、死別・離別・未婚を問わず、配偶者等の支援なしに子を養育している66歳未満の男女に対して支給される社会保障給付である。OFPはミーンズテストを伴う公的扶助的な現金給付であり、課税対象となる。OFPの主な根拠法は、2005年社会福祉 (統合) 法 (Social Welfare (Consolidation) Act 2005。以下「2005年法」と略) である。OFPに関する事務は、現在、雇用問題および社会保護省 (Department of Employment Affairs and Social Protection) が管掌している。

(2) OFPの沿革

OFPは1996年社会福祉法 (Social Welfare Act 1996) に基づき創設された。1997年1月2日に制度が施行されたことに伴い、それまで存在していたひとり親家庭に対する社会保障給付である、ひとり親手当 (Lone Parents Allowance)、遺棄された妻手当 (Deserted Wife's Allowance)、遺棄された妻給付 (Deserted Wife's Benefit) は、受給中のものを除きOFPに統合された。

アイルランドでは1970年以降、遺棄された妻や未婚の母に対する所得保障給付が順次されてき

た。その背景には次の3つのことがある (増田1999: 159)。

- ①アイルランドでは1996年の家族法改正に至るまで離婚が法認されていなかったこと。そのため、婚姻関係が破綻した場合には、離婚に代わり遺棄がなされていた。
- ②女性の性と生殖をめぐる権利が確立されてこなかったこと。アイルランドでは1979年保健 (家族計画) 法 (Health (Family Planning) Act 1979) が制定されるまで、避妊具・避妊薬の販売が禁止されていた。また、人工妊娠中絶は2018年保健 (妊娠中絶に関する規制) 法 (Health (Regulations of Termination of Pregnancy) Act 2018) が制定されるまで禁止されていた。
- ③既婚女性の労働市場への算入率が低く、有職女性であってもその賃金水準が低かったこと。そのため、遺棄された妻やひとり親家庭は貧困のリスクが高かった。

その後、1989年と1990年に社会福祉法が改正された。1989年の改正では、遺棄された妻を対象とする社会保障給付を支給した場合、国がその配偶者 (遺棄した夫) に対して費用を徴収するための手続が設けられた。また、1990年の改正では、ひとり親家庭 (母子家庭・父子家庭の両方を含む) を対象としたミーンズテストを伴う社会保障給付として、ひとり親手当が新たに設けられた。前述のように、これらはOFPに統合されて、現在に至っている⁴⁾。

(3) OFPの支給要件

以下ではOFPの概要について述べる。なお、OFPに関する以下の記述は、Cousins (2012: 134-147) に加え、雇用問題および社会保護省のHPに掲載されている本稿執筆時点の情報に依拠している⁵⁾。

OFPは、子を養育している者が下記の要件を満たす場合に支給される (子の年齢については (4) で述べる)。

⁴⁾ アイルランドのひとり親手当の沿革につきCousins (1994), pp.85-86。

⁵⁾ http://www.welfare.ie/en/Pages/278_One-Parent-Family-Payment.aspx (最終閲覧日2019年3月1日)。

- ①66歳未満の男女であること⁶⁾。
- ②子の親、継親、養親、後見人 (legal guardian) であること。
- ③子の主たる養育者 (main carer) として子と同居していること。
- ④総収入 (gross earnings) が1週当たり425ユーロ以下 (€425 or less per week) であること。
- ⑤ミーンズテストの条件を満たす (satisfy a means test) こと。
- ⑥アイルランド国内に居住していること。
- ⑦配偶者、シビル・パートナー、同棲相手と同居していないこと (異性か同性かは問わない⁷⁾)。
- ⑧別居期間が3か月以上あること。
- ⑨非監護親に対して養育費の支払いを求めていること。
- ⑩非監護親から適切な養育費を受け取っていないこと。

(4) 子の年齢

OFPの支給対象となる子の年齢は、7歳未満である。ただし、在宅ケア手当 (Domiciliary Care Allowance) を受給している場合には、子が16歳に達するまでOFPを受給することができる。在宅ケア手当とは障害児を対象とする社会保障給付 (現金給付) である。また、ケアラー手当 (Carer's Allowance) を受給している場合には、末子が16歳に達するまでOFPを受給することができる。ケアラー手当とはフルタイムの介護者を対象とする社会保障給付 (現金給付) である。

支給対象となる子の年齢は、かつては18歳未満であった。その後、2012年社会福祉および年金法 (Social Welfare and Pension Act 2012) 第4条に基づき、2012年から段階的に引き下げられ2014年から (申請時期により2015年から) は現在の7歳未満と

された。

この引き下げは、ひとり親の社会参加による自立を支援するという「アクティベーション (activation)」政策に基づく支援と位置づけられている (Millar and Crosse 2018)。稼働能力のあるひとり親は、同居する子が7歳から13歳に達するまでの間、ひとり親の就労支援を目的とし、受給に際しミーンズテストを伴う社会保障給付である「求職者移行給付 (Jobseeker's Transitional Payment)」。以下「JTP」と略) の受給資格者となる。

(5) OFPの支給額の算定

OFPの支給額は、次の①+②+③で計算される。①親の収入に応じた額。②子1人当たりの額×子の人数。③加算額。

本稿執筆時点の①の支給額の満額は1週当たり198ユーロであり、1週当たりの収入に応じて減額支給される (1週当たりの収入が425ユーロを超える場合には支給されない)。

なお、非監護親から支払われる養育費や (元の配偶者である監護親に対する) 扶養料は、いずれもその半分の金額が監護親の収入として認定される。また、1週当たり130ユーロまでの勤労収入は収入認定から除外される。

本稿執筆時点の②は、子1人当たり31.8ユーロである。③の加算については、7歳未満の子に加えてほかに養育している兄弟がいる場合には、その兄弟が18歳に達するまでの間、加算がなされる。その際、就学中の学生については23歳に達するまでの間、加算がなされる。

(6) 非監護親の扶養義務との関係

OFPと養育費等の支払 (すなわち扶養義務の履行) とは次のように関連づけられている。受給申

⁶⁾ 本稿執筆時点における年金の支給開始年齢は66歳である。

⁷⁾ アイルランドでは2015年の憲法改正 (第35次改正) による第41条 (家族保護条項) の改正と2015年婚姻法 (Marriage Act 2015) の制定により同性婚が法認された。同性婚が法認される以前は、同性カップルは2010年に制定されたいわゆるシビル・パートナーシップ法 (Civil Partnership and Certain Rights and Obligations of Cohabitant Act 2010) に基づきシビル・パートナーシップ登録を行うことができた。なお、2015年法の制定に伴い、現在では新規のパートナーシップ登録は行われていない。シビル・パートナーシップ法制定の背景につき増田 (2009) を参照。

請の段階で、申請者（監護親）が扶養義務者に対して私的扶養（養育費や扶養料の支払）を求めることが要求される。ただし、本稿が検討の対象としている離婚のケースの場合には、前述（Ⅲ1（1））のように離婚の際にその取決めがなされることから、支払いが滞っているときにこの問題が生じる。

また、OFPではミーンズテストの際に、非監護親から支払われる養育費と扶養料のいずれも半分の金額が申請者（監護親）の収入として認定される。したがって、その金額が高額の場合にはOFPは支給されないか、減額支給されることとなる（前述Ⅲ2（4））。

OFPの支給開始後、養育費等が支払われない場合、OFPの受給者（監護親）には扶養義務者（本稿の場合には非監護親）に対してその支払いを求めるよう努めることが義務づけられている。

監護親からのこの求めにもかかわらず非監護親が養育費等を支払わなかった場合、国の行政機関（雇用問題および社会保護省）は非監護親に対して直接OFPにかかる費用全部または一部の徴収を請求することができる^{8）}。なお、非監護親に請求する徴収の金額は、非監護親に対して給付した金額を超えることはできない（Cousins2012: 144）。

連絡を受けた非監護親が同省の求めに応じてこの拠出を行わないときには、同省は扶養義務者に対する支払命令の申立てを地方裁判所（district court）に行うことができる（2005年法第346条3項）。本稿執筆時点における同省の担当部局は、養育費回収部（Maintenance Recovery Unit）である。

Ⅳ 制度の改革に向けた提言

このような現在の制度のあり方に対して、2017年3月と6月にその問題点を指摘する報告書が発表された。また、2017年末と2018年初頭には制度の

改革案が2つの政党から発表された。以下、これらについて述べる。なお、本章は増田（2019）を基礎としており一部重複する記述がある。

1 国連の女子差別撤廃委員会

国連の女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination Against Women。以下「CEDAW」と略）は、2017年3月に「アイルランドの第6回および第7回定期報告に対する最終見解」を発表した（UNCEDAW 2017）。

CEDAWは、この最終見解のパラグラフ57において、扶養に関する法定の機関を設立することと、子の養育費の金額を規定することを検討するよう勧告している。その理由は、子の養育費にかかる裁判所命令を求めるために法的手続を行う女性の負担の軽減にある（“The Committee recommends that the State party : …… (b) Consider establishing a statutory maintenance authority and prescribing amounts for child maintenance in order to reduce the burden on women of having to litigate to seek child maintenance orders.”）。

このようにCEDAWは、現在のアイルランドにおける養育費に関する制度のあり方が、ひとり親に対して負担をかけているものと評価している。このパラグラフ57は、次に述べるアイルランド議会の合同委員会の報告書とシン・フェインの制度改革案の中で引用されている。

2 アイルランド議会の合同委員会

アイルランド議会の社会保護に関する合同委員会（Joint Committee on Social Protection。以下「合同委員会」と略）は、2017年6月に報告書「アイルランドにおけるひとり親の状況（“Report on the Position of Lone Parents in Ireland”）」を発表した。

この報告書の第4章「扶養（maintenance）」では、アイルランドにおける扶養に関する制度につ

^{8）} 同省のHPでは次のような説明がなされている。“If you are a liable relative and fail to pay enough maintenance to your ex-spouse, ex-civil partner or former cohabitant and dependent child (ren), you must contribute to the cost of the One Parent Family Payment, which is paid to your family.” http://www.welfare.ie/en/Pages/278_One-Parent-Family-Payment.aspx（最終閲覧日2019年3月1日）。

いて以下の趣旨のことを述べている。

①子の養育費（child maintenance）に関する事実として、アイルランドにはその支払に責任を負う国のエイジェンシー（state agency）がないということ、監護親に養育費が支払われなかった場合には対審的で費用のかかる裁判制度（adversarial and costly court system）を通じて非監護親に支払を求めることが強いられていること、ひとり親のうち養育費（child maintenance payments）を受け取っている者は35%であることをあげる。

また、ひとり親の多くは低収入であるため養育費の欠如や遅滞は非常に大きな打撃となり得ること⁹⁾、養育費の獲得を支援する責任を国はほとんど引き受けていないことを述べている。

②子の養育費に関する諸外国の制度として、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドの制度を紹介している。

③OFPに関する事実として、OFPを受給している監護親は非監護親に対して養育費や扶養料の支払いを求めるよう義務づけられていることと、社会保障給付の中には養育費等の受領により給付額が減額されるものがあることをあげている。なお、前者については、監護親が非監護親に連絡をとることの難しさ（連絡先の不明、人間関係の困難）を指摘している。

第4章では、最後に、アイルランドの制度はひとり親家庭を貧困から守るという目的を十分に達成するよう組み立てられていないように見えるとの見解を示している。

また、勧告を行う第7章において、扶養義務者（非監護親）に対する養育費や扶養料の支払いの追求という社会保障給付における監護親の義務をなくすこと、および、諸外国のような養育費や扶養料の請求と追求を適切に行う（to appropriately seek and pursue maintenance payments）国の機関

の整備を勧告している。

3 フィアナ・フォイルの法改正案

アイルランドの2大政党のひとつであるフィアナ・フォイル（Fianna Fáil）は、2017年12月に独自の法改正案を発表した¹⁰⁾。この法改正案は、2018年社会福祉（支払命令）（改正）法案（Social Welfare（Payment Order）（Amendment）Bill, 2018）として、議会の下院（Dáil Éireann）に提出された。

フィアナ・フォイルが提出した法改正案の趣旨は、OFPを受給している監護親に対する養育費の支払いを非監護親が怠った場合に、国の行政機関（雇用問題および社会保護省）が裁判所命令に基づき当該非監護親からOFPの費用を徴収できるという現在の制度（前述Ⅲ2（6）②）を、JTP（求職者移行給付。前述Ⅲ2（4））にも適用しようとするものである。

すなわち、現在この制度を利用できるのは、OFPの受給期間である（原則として子が7歳に達するまでの期間。前述Ⅲ2（4））。そのため、子が7歳に達してOFPからJTPに移行した後は、この制度は適用されなくなる。

フィアナ・フォイルが提出した法案は、この制度の適用対象を規定する2005年法第344条の条文にJTPを加えることで、監護親がJTPの受給者に移行してからもこの制度の適用を可能にするというものである。

4 シン・フェインの制度改革案

現在アイルランドの第3党であるシン・フェイン（Sinn Féin）は、2018年1月に制度改革案である“A Child Maintenance Service for Ireland”を発表した¹¹⁾。この改革案では、養育費の専門機関である「養育費サービス（Child Maintenance Service。以

⁹⁾ 2016年のセンサスでは、子供のいる家庭のうち25.4%がひとり親家庭であり、ひとり親家庭のうち84.6%が母子家庭であった（House of the Oireachtas 2017: 5）。2014年の時点で無職のひとり親が53.5%、パートタイム就労のひとり親が23.9%、フルタイム就労のひとり親が22.0%であった（id.:7）。また、アイルランドの貧困指標である consistent poverty rateによると、2015年の時点でひとり親家庭の26.2%が貧困であった（id.:12）。

¹⁰⁾ <https://www.fiannafail.ie/odea-publishes-bill-to-fix-anomaly-in-child-maintenance-rules/>（最終閲覧日2019年3月1日）。

¹¹⁾ http://www.sinnfein.ie/files/2018/A_Child_Maintenance_Service_for_Ireland.pdf（最終閲覧日2019年3月1日）。

下「CMS」と略)」の設置が提言されている。

この改革案では、CEDAWの最終見解パラグラフ57 (b) (前述Ⅳ1) を引用するとともに、ひとり親にとって子の養育費を確保することは費用がかかり、複雑で、かつ時間がかかるという、現在のアイルランドの状況に対する認識を示している。

この改革案は、現在のアイルランドにおける養育費の履行確保制度には、次のような問題がある旨を述べている。

- ①裁判所が非監護親に召喚状 (summons for maintenance) を発給するためには監護親が非監護親の住所を裁判所に提供しなくてはならない。
- ②配偶者間で合意に至らなかった場合に養育費を決める法定のガイドラインが存在せず、裁判所の裁量によっている。
- ③非監護親が裁判所命令 (maintenance order) に従わなかったときの執行手続は監護親に委ねられている。
- ④非監護親が裁判手続に現れなかったときに裁判所は勾引状 (a bench warrant) を発行するが、ほとんど効果がない。

また、この改革案が構想するCMSの機能は次の3つである。

- ①養育費に関する監護親と非監護親との間の合意形成の支援 (parental arrangement)。
- ②当事者間で合意形成に至らなかったときの養育費の算定・受領・支払 (direct pay)。
- ③非監護親が養育費の支払を拒否しているときの養育費の算定・徴収・支払 (collect & transfer)。

この改革案ではまた、CMSの設置の提言とともに、社会保障給付における養育費の取扱い (扶養義務者である非監護親からの養育費や扶養料が、社会保障給付の支給額を算定する際に監護親の収入として認定される) の変更も提言している。

V 検討

本章では、アイルランドにおける離婚後の私的扶養とひとり親を対象とした社会保障給付

(OFP) との関係について検討する。

1 OFPの特徴

本稿の目的のひとつは、私的扶養と給付との関係という観点から見た、アイルランドにおける離婚後のひとり親家庭を対象とする所得保障給付の法制度の特徴を明らかにすることであった。このことについて筆者は、「私的扶養と給付との補完関係が明確な制度として設計されている点がOFPの特徴である」と言うことができるものと考えている。離婚後の養育費等とOFPとの関係を、以下のように整理することができるためである。

①OFPの申請者 (監護親) が扶養義務者 (非監護親) に対して私的扶養 (養育費や扶養料の支払) を求めることを、OFPの支給要件としている。

②私的扶養による金員と社会保障給付 (OFP) の支給制限とを関連づけている。すなわち、ミーンズテストにおいて、非監護親から支払われる養育費等の半分の金額が申請者 (監護親) の収入として認定される。

③受給開始後に扶養義務が履行されなかった場合には、扶養義務者 (監護親) に対してその履行を求めるよう努めることを受給者 (監護親) に義務づけている。

④扶養義務者である非監護親が監護親に対して養育費等を支払わない場合には、国の行政機関 (雇用問題および社会保護省) は非監護親から給付にかかる費用 (cost) の徴収を行うことができるものとされている。

これらのことから、アイルランドのOFPは私的扶養と給付との補完関係が明確な制度として設計されているものと解することができる。

2 制度の改革に向けた提言の論点

本稿のもうひとつの目的は、アイルランドにおける法制度の改革に向けた提言の論点を明らかにすることであった。近年発表された報告書や制度改革案で述べられている提言の論点を整理すると以下のようになる。

(1) 養育費等の決定とその履行確保

まず、OFPを申請する前提となる養育費等にかかわる見直しに関しては、その手続にかかる監護親の負担の軽減が提言されている。これは、養育費等の決定とその履行確保のいずれについても裁判所の手続によっていることにかかわる。

この点については、前章で紹介したCEDAWの「最終見解」の中で端的に示されている。合同委員会の報告書とシン・フェインの制度改革案のいずれも、CEDAWの意見を引用していることから、CEDAWが示した認識を共有しているものと考えられる。

制度の改革案として、CEDAWの最終見解、合同委員会の報告書、シン・フェインの制度改革案のいずれもが、離婚後の扶養に関する国の機関の設立を提言している。ただし、制度設計の青写真を示しているのはシン・フェインの改革案のみであり、CEDAWや合同委員会が具体的にどのような機関の設置を構想しているのかは不明である。

(2) 私的扶養とOFPとの関係

次に、私的扶養とOFPとの関係にかかわる主な見直しの提言は、監護親が負う不利益の軽減に関するものと、国の負担のあり方に関するものとに分類することができる。前者の提言として、次のものをあげることができる。

①私的扶養義務の追求に関する規定の見直し。これは合同委員会の報告書に見られるものであり、非監護親が養育費等を支払わない場合の監護親の義務（その支払いを求めるよう努める義務）の見直しが提言されている。また、この報告書では、養育費等を支払わない非監護親に対して支払いを求める国の機関の整備が提言されている。

この提言は、OFPの受給者である監護親に課せられている義務を廃止し、新たに設置する国の機関が養育費の追求を行うことで、手続にかかる労力の軽減や人間関係から生じるおそれのある悪影響の回避を図る趣旨であると解される。

②私的扶養と社会保障給付とを関連づける規定の見直し。これに関して次の2つの提言がある。それは、(a) OFPのミーンズテストにおける収入

認定に関する規定の見直しと、(b) 他の社会保障給付における支給額の減額に関する規定の見直しの提言である。

(a) はシン・フェインの制度改革案に見られるものであり、養育費等を監護親の収入に認定することで私的扶養とOFPの支給制限とを関連づけるという現在の規定の見直しを提言している。また、(b) は合同委員会の報告書に見られるものであり、養育費等の受領によりほかの社会保障給付が減額されるという現在の規定の見直しを提言している。これらの見直しは、いずれも社会保障給付の増額に結びつくものである。

この①と②は、いずれも監護親が負う不利益の軽減を図る提言であるという点で共通している。しかし、筆者はこの両者の性質は異なっているものと考えている。①は（OFPの特徴である）私的扶養と社会保障給付の補完関係という制度の構造を維持しつつ、監護親が負う不利益を軽減する方向の提言であると解されるのに対して、②はこの補完関係という制度の構造にかかわる提言であるものと解されるためである。

次に、私的扶養とOFPとの関係にかかわる主な見直しの提言のうち、国の負担のあり方に関するものとして、フィアナ・フォイルの法改正案をあげることができる。これは、非監護親が養育費等を支払わなかったときの費用徴収の適用対象を、OFPからJTPにまで拡張しようとするものである。

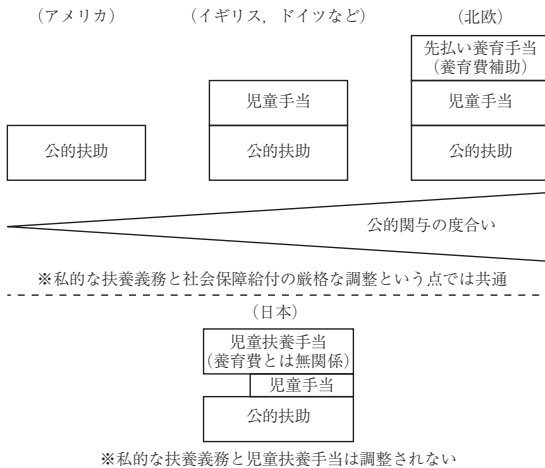
この見直し案は、先の①と同様、補完関係という現在の制度の構造を前提としている。しかし、その趣旨は①とは異なる。この案は、非監護親からの費用徴収という形で国の負担の軽減を図るものであり、監護親が負う不利益の軽減に直接結びつくものではないためである。

3 わが国との比較

以上を踏まえて、わが国の児童扶養手当制度との比較を行う。

(1) 制度の体系

図は福田（1999）による、離婚後のひとり親家



出所：福田（1999），p.59。

図 生別母子・父子世帯の所得保障体系

庭の所得保障制度の体系である。アイルランドの制度は、この図の（イギリス、ドイツなど）と書かれている箇所（公的扶助と児童手当の2層構造の箇所）に位置づけられる。

すなわち、アイルランドでは前述のOFPに加えて、ユニバーサルな現金給付である児童給付（Child Benefit）を、子が16歳に達するまで（フルタイムの学生の場合や、心身に障害があり自活できない場合には18歳に達するまで）受給することができる（2005年法219条）。なお、本稿執筆時点の給付額は、子1人につき月額140ユーロである。

この児童給付には所得制限が設けられていない。そのため、この2つの社会保障給付のうち、私的扶養と給付とが関連づけられている制度は、ミーンズテストを伴う公的扶助的な現金給付であるOFPのみとなる。

このようなアイルランドの制度に対して、わが国の制度の体系は、生活保護制度、児童扶養手当制度、児童手当制度の3層構造となっている。ひとり親家庭を対象とする無拋出の現金給付という

点において、OFPと児童扶養手当とは共通する性質を有している。また、ミーンズテストを伴う公的扶助制度という点において、OFPと生活保護とは共通する性質を有している。

今後、わが国において現在の制度の体系を見直して何らかの形で再編することも考えられる¹²⁾。公的扶助的な現金給付（OFP）とユニバーサルな現金給付（児童給付）の組み合わせというアイルランドの制度の体系や、制度の改革に向けた近年の提言は、その検討を行う際のひとつの参考となり得るであろう。

（2）養育費と社会保障給付との関係

児童扶養手当制度とOFPとを比較すると、児童扶養手当には、私的扶養と給付の関係が不明確になることに対応できないという問題があることが分かる。

児童扶養手当とOFPの両者に共通しているのは、養育費と手当の支給制限とを関連づけている点である。すなわち、児童扶養手当においては、支払われた養育費の80%を監護親の収入として認定することにより、私的扶養と手当の支給制限（手当の減額や不支給）とを関連づけている（児扶手第9条第2項、施行令第2条の4第3項）。

しかし、養育費の取決めがなされなかった場合や、養育費が支払われなかった場合の対応は、OFPと児童扶養手当とで異なっている。すなわち、OFPでは私的扶養義務の追求とOFPの支給とが関連づけられている。これに対して、児童扶養手当では私的扶養義務の追求と手当の支給とが関連づけられておらず、児童扶養手当の支給は養育費の取決めや支払いとは無関係に行われる。

このことは、現在の児童扶養手当制度は、私的扶養と給付の関係が不明確となることに対応できていないことを意味している。筆者は、このような児童扶養手当制度のあり方は、今後、私的扶養

¹²⁾ 児童手当と児童扶養手当の沿革と両者の相違点につき黒田（2016）を、児童扶養手当の社会保障法上の位置づけにつき山田（2010）を参照。また、児童扶養手当の再編・改革を提言する論考に金川（2003）、菊池（2002）、福田（1999）、同（2017）がある。ただし菊池は2010年の著作において、「子どもの育ちを保護法益とする子ども手当型の制度と世帯類型に着目した児童扶養手当は性格を異にする」との理由から、現在の児童扶養手当も「依然として存続させる必要がある」との主張に転じている（菊池2010：173）。

と給付の関係を明確にする方向で見直すことが必要であると考えている。離婚後の子の経済的な生活保障について国家が第一義的な責任を負うと解することは困難であるためである（児童の権利条約第18条、27条）。

このうち養育費の取決めに関しては、児童扶養手当制度の維持（すなわちV3（1）で述べた3層構造の維持）を前提とするのであれば、OFPのように受給申請の段階で扶養義務者に対して私的扶養を求めることを申請者に義務づけることが考えられる¹³⁾。また、子の養育費の取決めを協議離婚の成立要件や届出の受理要件とすることも有力な選択肢のひとつとなり得よう。

手当の受給開始後に養育費が支払われない場合の対応に関しては、合同委員会の報告書の提言が参考になる。すなわち、現在のOFPの制度の下では、非監護親が養育費を支払わない場合には、受給者である監護親がその支払いを求めるよう努めることが義務づけられている。このことについて、合同委員会の報告書は監護親に課せられるこの義務を廃止し、支払いの請求は国の機関が行うことを提言している。

合同委員会のこの提言からは、OFPは私的扶養と給付の補完関係を前提とした制度として設計されているものの、養育費が支払われない場合には監護親に負担をかける形でその補完関係の維持を試みているという現実がある可能性を読み取ることができよう（この中には手続にかかる費用や労力に加え、元の配偶者との人間関係に起因する精神的な負担も含まれるであろう）¹⁴⁾。

そこで、現在の児童扶養手当制度を見直し、私的扶養と給付の補完関係を明確なものとする場合には、補完関係の維持にかかる負担をどこまで誰が/どの機関が負うかについて検討する必要がある。

なお、制度改革の提言のうち、OFPのミーンズテストにおける収入認定に関する規定の見直し（シン・フェイン）と、ほかの社会保障給付における支給額の減額に関する規定の見直し（合同委員会）は、いずれも社会保障給付の増額に結びつく提言である。この提言の背景や意図については、今後の検討課題としたい。

（3） 養育費等の決定と履行確保

Ⅱで述べたように、アイルランドでは養育費や扶養料の決定と履行確保は、いずれも行政機関ではなく、裁判所の手続を通じて行われる。この点において、わが国の制度と共通している。ただし、アイルランドではわが国の協議離婚に相当する離婚制度がない点において事情が異なる。すなわち、離婚時における養育費等に関する取決めについては、両配偶者の合意を尊重しつつもその自己決定に完全に委ねられている訳ではなく、裁判所による関与がなされている。

したがってアイルランドでは、本稿が対象とする離婚後の養育費に関して、離婚後に事情が変わり養育費の額の変更や、支払いが滞った場合の履行確保にかかる負担の多寡等が主な問題となる。この問題については、既に見たように、CEDAWの最終見解、合同委員会の報告書、シン・フェインの制度改革案が、いずれも監護親にかかる負担の軽減に向けた提言を行っている。

また、合同委員会の報告書によると、アイルランドのひとり親家庭の養育費受取率は35%である（House of Oireachtas 2017: 27）。このことから、アイルランドでは裁判所の手続を通じた養育費の履行確保制度が必ずしも十全に機能している訳ではないことが推測される。

このような現在の制度の見直し案として、CEDAW、合同委員会、シン・フェインのいずれも

¹³⁾ なお、生活保護においては、保護の申請者が養育費に関する協議の申し入れや家庭裁判所への申立を行わない場合、保護を開始した上で実施機関が非監護親との協議や家庭裁判所への調停・協議の申立（生保第77条2項）を行うことが考えられる。

¹⁴⁾ なお、生活保護においては、扶養義務者である非監護親が養育費の支払いを怠った場合、都道府県知事または市町村長はその非監護親から保護費の一部または全部を徴収することができる（生保第77条1項）。この点で扶養義務者に対する費用徴収の規定があるOFPと共通している。

が、(OFPの費用徴収にとどまらず) 養育費の決定や履行確保にかかわる国の機関の設置を提言している。養育費にかかわる手続に行政も関与することが望ましいという考え方に基づく制度改革の提言が、これからアイルランドでどのように議論され、また、どのような形で法政策に反映されるのか(あるいは反映されないのか)注目される。

Ⅵ おわりに

先に述べたように、アイルランドでは1995年の憲法改正と1996年の家族法改正(1996年法の制定)によって、それまで認められてこなかった離婚が法認されるに至った(前述Ⅲ1(1))。筆者は、1996年に発表した論考において次のように述べた(増田1996:36)。

アイルランドにおいても、近年、ひとり親家庭(とりわけ母子家庭)が増加してきた。また、昨年実施された国民投票によって確定した離婚の自由化に伴い、ひとり親家庭が更に増加することも考えられる。将来予想される家族関係の多様化に伴い、アイルランド政府は、母子家庭の生活の自立をいかに支援するかという問題への対応を迫られることになる。

その際、考えられる法政策の方向としては、次の3つがある。

- ①母親の就労を支援する諸施策を充実させる。
- ②社会保障給付を充実させる。
- ③生別母子家庭について私的扶養義務の履行を徹底させる。

アイルランドでは、今後、これらのいずれに重点をおいた法政策を展開するのであろうか。(略)

これらのうち、本稿では離婚後の子に対する私的扶養とひとり親家庭を対象とする社会保障給付との関係を主題とすることから、主に③にかかわる法制度の基本的な構造に焦点を当てて検討を行った。すなわち、本稿では私的扶養と給付との

関係という観点から見た、アイルランドにおける離婚後のひとり親家庭を対象とする所得保障給付の法制度の特徴と、その法制度の改革に向けた提言の論点について検討した。

そのため、本稿では①としてあげた、2000年代以降のアイルランドにおける就労支援に関する諸施策の動向については取り上げなかった。また、③についても、各章において取り上げた諸制度の運用の状況や、アイルランドにおけるひとり親家庭の生活の状況等については検討を行わなかった。今後の検討課題としたい。

参考文献

- 藤戸敬貴(2018)「諸外国における行政による養育費の確保」『レファレンス』No.814。
- 福田素生(1999)『社会保障の構造改革—子育て支援重視型システムへの転換』中央法規出版。
- (2017)「子育て・子育ての経済的支援策の再検討—社会手当制度を中心に—」『社会保障法』No.32。
- 金川めぐみ(2010)「児童扶養手当制度の性質とその検討課題」『経済理論』(和歌山大学)No.311。
- 菊池馨実「育児支援と社会保障(下)」『社会保険旬報』No.2145。
- (2010)『社会保障法制の将来構想』有斐閣。
- 黒田有志弥(2016)「社会手当の意義と課題—児童手当制度及び児童扶養手当制度からの示唆—」『社会保障研究』Vol.1, No.2。
- 増田幸弘(1996)「アイルランドにおける女性労働と家族の在り方をめぐる法政策の展開」『海外社会保障情報』No.117。
- (2009)「『家族』の変化と社会保障法の適用—アイルランドの2009年シビル・パートナーシップ法案を素材に」『週刊社会保障』No.2547。
- (2019)「アイルランドにおける養育費の履行確保制度」『人権教育研究』No.19。
- 島崎健治(2012)「『養育費相談支援』に関する政策のあり方について」養育費相談支援センター編『養育費確保の推進に関する制度的諸問題—平成23年度養育費の確保に関する制度問題研究会報告』養育費相談支援センター。
- 下夷美幸(2012)「イギリスにおける養育費政策の変容—子どもの貧困対策との関連から—」『大原社会問題研究雑誌』No.649。
- (2017)「スウェーデンにおける養育費制度」棚村政行編著『第2版 面会交流と養育費の実務と展望—子どもの幸せのために』日本加除出版。
- 山田 晋(2010)「児童扶養手当法・批判—社会保障の有給給付と「条件」をめぐって」『山口経済学雑誌』

- Vol.58, No.5.
- Bracken, Tim (2016) *The Modern Family Law: Relationships and the Law*, Clarus Press.
- House of the Oireachtas Joint Committee on Social Protection (“House of the Oireachtas”) (2017), “Report on the Position of Lone Parents in Ireland”.
- Millar, Michelle and Crosse, Rosemary (2018) “Lone Parent Activation in Ireland: Putting the Cart before the Horses?” *Social Policy and Administration*, Vol.52, No.1, pp.111-129.
- Cousins, Mel (1995) *The Irish Social Welfare System: Law and Social Policy*, The Round Hall Press.
- (2012) *Social Security Law in Ireland*, Wolters Kluwer.
- Nestor, Jim (2011) *An Introduction to Irish Family Law* (4th eds.), Gill and Macmillan.
- Shannon, Geoffrey (2001) *Divorce: The Changing Landscape of Divorce in Ireland*, Round Hall Sweet and Maxwell.
- (2011) *Family Law*, Oxford University Press.
- Skinner, Christine and Davidson, Jacqueline (2009), “Recent Trends in Child Maintenance Schemes in 14 Countries,” *International Journal of Law, Policy and the Family*, Vol.23, No.1, pp.25-52.
- UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (UNCEDAW) (2017) “Concluding observations on the combined sixth and seventh periodic reports of Ireland”.
- Wood, Kieron (2014) *Family Breakdown: A Legal Guide*, Clarus Press.

(ますだ・ゆきひろ)

Some Problems in Child Maintenance after Divorce and the One-Parent Family Payment in Ireland

Yukihiro MASUDA*

Abstract

The purpose of this paper is to consider the legal structure of child maintenance after divorce and the One-Parent Family Payment in Ireland.

To this end, I have analysed three things. (1) The family law provisions of child maintenance after divorce in Ireland (e.g. age of the dependent child, assessment of the maintenance payments and the court orders for the non-custodial parent). (2) The legal rules and guidelines of the One-Parent Family Payment, which is a means tested, non-contributory cash benefit for one parent families. (3) The reports and the proposals for the reform of the Irish child maintenance system, which were published by the UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women in Mar. 2017, House of Oireachtas Joint Committee on Social Protection in June 2017, Fianna Fáil in Dec.2017 and Sinn Féin in Jan. 2018.

What I wish to show in this paper are two things. First, in Ireland, the legal rules of the One-Parent Family Payment are designed on the premise of the child maintenance paid by the non-custodial parent. Second, though there is a close link between child maintenance from the non-custodial parent and One-Parent Family Payment, the procedures for seeking and pursuing maintenance payments through the court orders are not user friendly. This structure puts a burden on one parent families in Ireland.

Keywords : Ireland, Divorce, Child Maintenance, One-Parent Family Payment

* Professor, The Faculty of Integrated Arts and Social Sciences, Japan Women's University